

登録キャリア・コンサルタントについて

1 登録キャリア・コンサルタントの定義等

ジョブ・カード制度の内容、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの手法等に関する知識・技能を習得させるため厚生労働省等が実施する「ジョブ・カード講習」を修了し、登録されたキャリア・コンサルタントのことをいう。

ジョブ・カードは、登録キャリア・コンサルタントに限り、交付することができる仕組み。

○ジョブ・カード講習の受講要件（次のいずれかに該当する者）

- (1) キャリア・コンサルタント等（有資格者）
- (2) 職業相談・職業紹介、人事・労務、その他キャリアに関する業務に係る経験を概ね3年以上有する者
- (3) キャリア・コンサルティング業務に専ら従事する者であって、現に職業相談業務に1年以上携わる者

※（2）及び（3）については、所属先（企業、教育訓練機関等）の長の推薦が必要

2 登録キャリア・コンサルタントの人数

約2万1千人（平成23年1月末現在）

3 ジョブ・カード講習の今後の実施計画

基金訓練実施機関等の民間教育訓練機関を重点に、登録キャリア・コンサルタントの配置をより促進するため、ジョブ・カード講習の受講枠を順次拡充。

○平成22年度当初計画：約4,000人→約7,500人分に拡充

○平成23年度計画（案）：約9,000人分